

平成9年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農産園芸局植物防疫課 古 茶 武 男

農林水産省では、昨年9月に公表された農業基本法に関する研究会の報告を受けて「新基本法検討本部」を設置し、新しい農業基本法の制定に向けての検討を開始した。近年の生鮮農産物の輸入量の急増などの国際的な動きと併せて考えれば、農業・農政はまさに転換期を迎えているといえよう。また、農業が環境に与える影響についての議論は引き続き国内外で盛んになされているが、この報告書では、新しい基本法を制定する際に考慮すべき視点として、食糧の安定供給の確保や消費者の視点の重視などの項目とともに、農業と環境との関係が取り上げられている。

病害虫・雑草防除とそのための農業は、農業生産、継続的な営農にとって欠くことのできない技術、資材であることはいまでもない。しかし、植物防疫対策も前述のような情勢の中にあることを考えると、使用者や農産物に対する農業の安全性の確保は当然のこととして、環境についてもさらに配慮していく必要がある。また、同時に病害虫防除に当たっては、発生予察のさらなる精度の向上を進めるとともに、要防除水準の考え方や生物農業、物理的防除方法などを農家段階にまで普及するよう努力する必要がある。一方、急増する農産物輸入の植物検疫に的確に対応するため、昨年植物防疫法について所用の法律改正を行い、この4月から施行の運びとなっているが、新たな制度を円滑に実行に移していくことが極めて重要である。

このように、最近の植物防疫関係の案件は多岐にわたり、いずれも現在そして今後の植物防疫事業の推進方向に大きな影響を与えるものであるが、中でも重要な案件についてその推進方向を示す。

I 環境に配慮した植物防疫

OECDにおける農業と環境の議論は、地下水汚染、土壌浸食等の原因の一つとして、生産刺激的な農業政策があるとして開始されたが、その後農業の持つ景観機能、環境保全機能なども加えて議論が深まり、現在では農業が環境に及ぼすプラス面、マイナス面の両面の影響が取り上げられている。しかしながら、人工資材の環境

への投入量を必要最小限に抑えようという基調に変更はない。また、オゾン層破壊物質として指定された臭化メチルは、年次計画による使用全廃へ進んでいる。

植物防疫事業においては、より高精度できめの細かい発生予察とそれに基づく防除の実施により、不必要な防除を行わないことが第一である。病害虫の発生状況に応じた適切な防除は、低コスト、省労力、高品質、環境配慮、といった現在の農政課題に対応する。

一方、低毒性、環境に配慮した新規薬剤が民間において開発されつつあり、国及び都道府県としてはそれら薬剤の適正使用を指導するとともに、化学農業のみに偏重しない防除手法、防除体系の確立普及になお一層取り組む必要がある。このため、天敵や微生物農業など生物農業登録申請のガイドラインを策定して登録促進を図る一方、臭化メチル代替対策としての太陽熱活用や被覆資材の利用などをはじめとした物理的防除、耕種の防除技術の再評価を行うなど、総合的な防除体系の確立を図る。これらの防除方法は、必ずしも従来の方法と比べて低コストや省労力、あるいは農業所得の増大に結びつくものではないことから、これら技術の持つ意義についても、農業生産者及び消費者双方に理解をしてもらうような活動を行って普及定着を図っていくことが極めて重要である。

II 中山間地域農業対策の推進

中山間地域とは、中間農業地域（山野率が50～80%）と山間農業地域（同80%で耕地率10%未満）を合わせた地域で、全国土の69%の面積を占めている。同地域には総人口の15%が居住するに過ぎず、高齢化の進行が著しいが、農家数、農業生産は全国の約4割を占める重要な役割を担っている。

このような中山間地域においては、1村1品運動に代表されるように地域特産物の生産に力を入れるケースが多いが、これら地域特産物は発生する病害虫やその被害発生機構に不明な点が多く、登録農業がないものも多い。一方、野生鳥獣による農産物被害が顕在化しており、有効な対策の実施に苦慮している地域もある。

これらの課題に対応するため、地域特産物、いわゆるマイナー作物の農業登録促進のために「中山間地域特産農作物等生産支援対策事業」を平成8年度から実施して

Government Projects on Plant Protection in 1997.

By Takeo KOCHA

（キーワード：平成9年度、植物防疫事業、植物防疫施策）

おり、本年度も継続推進する。この事業は国、都道府県、中央民間団体が拠出し合って資金を造成しつつ、農薬メーカーの協力を得て都道府県が実施する残留試験等により登録拡大を推進していこうというものであり、従前の植物防疫対策事業以上に関係者の緊密な連携と協力が必要であるが、本事業の持つ意義を理解の上、積極的な推進が望まれる。

また、鳥獣害対策としては「鳥獣害防止システム実証事業」を拡充継続して実施する。鳥獣害対策については、昨年度農林水産省内に植物防疫課を事務局として「鳥獣害対策推進省内連絡会議」を設置し、個体数管理を含めた対策を学識経験者や被害を受ける地元の関係者などに幅広く意見を聴きながら検討してきた。加えて本年度からは鳥獣害と雑草防除を所掌する「特別防除係長」を植物防疫課防除班に新たに設置し、本格的な被害対策に取り組むこととしている。

III 農薬の適正使用

農薬の使用に当たっては、使用者の安全、農産物の安全、環境の安全に十分に配慮しなければならない。農薬による危被害は年々減少してきているが、一部では慣れ等による不十分な防護装備や農薬の保管・管理の不徹底、さらには残液・廃液の不適正な処理等により事故は皆無とはなっていない。これらの事故は、使用者の不注意、個々の農薬の特性を十分に理解していない使用に起因するものもあり、農薬危害防止運動、「農薬適正使用推進対策事業」等を有効に活用し、関係者の意識啓発や適正使用の徹底を引き続き行っていく必要がある。特に、適正使用の推進に当たっては、農薬製造メーカー、流通・販売業者、関係団体等が一体となって、各段階で着実に取り組むことが重要である。

IV 植物検疫の円滑な実施

改正植物防疫法の施行により、各病害虫の日本農業に与える危険度を評価した上で、危険度が高い重要病害虫に対しては従来にも増した厳重な輸入検疫（輸入禁止や新たな制度である輸出国における栽培地検査）が実施される一方で、日本に広く分布し農業生産に大きな影響を与えないような病害虫については、輸入検疫において発

見されたとしても消毒を命じられることはなくなる。このように、今回の植物防疫法の改正により植物検疫の進むべき方向は明確となった。本年度はこの制度を円滑に実施するための第一歩を歩み出す年となる。

輸入禁止植物の解禁を求める国外からの要請は相変わらず多く、さらに最近は解禁条件の緩和要請も多くなっている。一方、国際植物防疫条約会議のほか、WTO や APEC 等多国間会議の場でも植物検疫案件がテーマとされて盛んに議論されている。植物検疫については、従前通り技術的案件として堅実に対応していくが、諸外国から送付される膨大な技術データの解読や国際会議でわが国の考えを主張して折衝に当たることのできる語学に堪能な職員の育成も急務となっている。

V 関係者の連携による事業の推進

植物防疫事業の中には発生予察事業ばかりでなく関係者が連携を取って推進しなければ実効が上がらない事業も多い。近年は急速な勢いで情報化が進展しており、従来の情報に留まらず各種のデータを関係者が共有し、情報交換、意見交換することにより、円滑に事業の推進を図ることが重要である。植物検疫を担当している植物防疫所も、国内農業を常に意識し、国内の病虫害防除関係者とこれまで以上に連携を保って仕事を進めなければならない。

幸い、日本植物防疫協会において運用をお願いしている「植物防疫情報総合ネットワークシステム（JPP-NET）」がこの4月から本格稼働することとなった。ネットワークシステムはそのインフラ整備をすれば完成ではなく、そのネットの中でどのような情報を流通させ、それを関係者がどのように使いこなしていくかが成否の鍵となる。

国、都道府県、民間の枠、行政、研究、普及の枠を越え、植物防疫に関するすべての関係者が一体となった取り組みが今ほど求められている状況はかつてない。植物防疫課もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々をはじめ、関係者におかれても、わが国の植物防疫の発展と、それに通ずるわが国農業の発展に一層ご支援、ご尽力をお願いしたい。